

令和7年度第3回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会 次第

日時:令和7年10月31日(金)

10時から正午まで

会場:鳥取県立図書館2階 大研修室

1 あいさつ

2 議題

(1) 報告事項

第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会(書面)の
開催結果について

(2) 協議事項

「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
改訂案について

(3) その他

令和7年度第3回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会
配布資料一覧

- 資料1 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会委員
- 資料2 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領
- 資料3-1 書面で開催した第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会結果について
- 資料3-2 (別紙1)鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について
- 資料3-3 (別紙2)鳥取県読書バリアフリー計画(第2期)の基本的な考え方
- 資料4 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(第2期)(案)

資料I

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会委員

令和7年10月31日

No.	区分	団体名	職名	委員氏名
1	学識経験者 (議長)	日本図書館協会障害者サービス委員会		佐藤 聖一
		明治大学	兼任講師	
2	公立図書館・ 図書館行政	倉吉市立図書館	館長	田村 美香
3	点字図書館	社会福祉法人鳥取県ライトハウス 点字図書館	情報支援員	山口 祐子
4	特別支援学校	鳥取県立鳥取盲学校	教諭	三橋 朋子
5		鳥取県立米子養護学校	教諭	中根 小百合
6	音訳・点訳 実施団体	桑の実会	代表	藤原 真理子
7		音訳ボランティアグループありんこ	代表	廣谷 静枝
8	出版団体 (電子書籍)	今井印刷株式会社	代表取締役社長	島 秀佳
9	身体障がい者団体	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	会長	山根 裕
10		鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会	副会長	藤原 美江子
11	発達障がい者団体	NPO法人鳥取県自閉症協会	理事	小松 しのぶ
12	視覚障がい者団体	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	会長	市川 正明
13	視覚障がい者団体 (ロービジョン)	鳥取県見えにくい人を考える会	副会長	谷口 慎二
		鳥取県網膜色素変性症当事者の会	会長	
14	高齢者団体	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会	会長	岡森 裕
15	障がい福祉行政	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	枘谷 承文

事務局	鳥取県教育委員会事務局図書館
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、鳥取県の読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、事業等の評価や進行に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 関係者協議会は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(構成員)

第3条 関係者協議会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから鳥取県立図書館長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(議長)

第4条 関係者協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は会議の進行を務めるものとし、議長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 関係者協議会は、鳥取県立図書館長が必要に応じて招集し、開催する。

2 鳥取県立図書館長は、必要があると認めるときは、関係者協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 関係者協議会の庶務は、鳥取県立図書館において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、関係者協議会の運営等に関して必要な事項は、鳥取県立図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月13日から施行する。

資料3—1

書面で開催した第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会結果について

令和7年10月31日

この程、書面で開催した協議会について、15名中11名の委員の皆様には事務局案に了解いただき、4名の委員の皆様から御意見をいただきました。ありがとうございました。

いただいた御意見の概要及び対応方針は以下のとおりです。

(別紙1)「鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について」、(別紙2)「鳥取県読書バリアフリー計画(第2期)の基本的な考え方」を添付しておりますので、併せて御確認ください。

(御意見は委員名簿の順に記載しています。)

【佐藤議長】

(別紙1)から

意見1

「3 環境整備について [意見5] 先ず、アクセシブルな図書の収集が必要である。[対応] 電子書籍・オーディオブックの購入比率増や、出版社と連携した電子版郷土資料の収集などの方法でアクセシブルな書籍を増やすことを計画に明記する。」について。

アクセシブルな図書として、デジタル形式の図書の前に、まずアナログ資料を整える必要がある。大活字本、LLブック、点字付き絵本・ユニバーサル絵本、布の絵本などは十分に収集されているのか。すでに収集されている場合も、「計画的に整理していく」という表現が必要。

次に、県立図書館が自ら資料を製作して資料の充実を図る必要がある。点字・音声デイジーはライトハウス点字図書館が製作しているため、同じ種類のもを製作するかどうかは考え方による。ライトハウスが製作していないもので、比較的製作しやすい資料(テキストデータ、アクセシブルなEpub、布の絵本等)の製作を考えてもよいのではないか。

これらの、アナログ資料、障がい者用のデジタル資料の整備を優先して、次に電子媒体を考えていくべき。

意見2

「3 環境整備について [意見8] 電子書籍等の使用のためのICT機器操作の支援の充実が求められる。[対応] 点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報・使用の支援や、障がいの特性に応じた端末機器等の給付について計画に明記する。」について。

この部分も、点字図書館やICTサポートセンターだけに任せるのではなく、まず県立図書館ができることをしなくてはならない。再生機の情報や入手支援、デイジー再生機などの操作支援を行う。また、これらのことは県内市町村図書館もできるように拡大していく必要がある。

(別紙2)から

意見3

「2 主な改訂ポイント (2) アクセシブルな書籍の収集方法 ・アクセシブルな書籍の収集をボランティア団体に依存するのではなく、有償サービスや電子書籍の購入、AIの活用なども視野に入れ、多様な収集体制を構築。 ・特にボランティア団体のメンバーが高齢化していく現状を踏まえ、若年層の人材確保に努める。」について。

このタイトルはアクセシブルな書籍の収集なので、別紙1の意見でも述べたように、まず購入できるアナログ資料の収集について、計画的に整理していくことを明記する必要がある。

意見4

「3 計画の構成 (1) 計画の基本的事項 イ計画の対象 ・視覚障がい者等(根拠法の対象

の説明) ・視覚障がい者等以外の読書や図書館の利用に困難を伴う者(高齢者、聴覚障がい、知的障がい、認知症など)及び現時点で読書に支障のない者(県計画の考え方を加える)」について。

視覚障がい者等以外で読書に困難のある者の事例として、「高齢者・知的障がい」が挙げられている。

これらの一部は、視覚障がい者等に含まれる。そのため、表現を工夫する必要がある。その他の事例として、「妊産婦、施設入所者、外国人なども挙げられる。ただし、外国人については要検討。

意見5

「3 計画の構成 (5) 施策の方向性 ア アクセシブルな書籍の充実 ③ 誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実、イ 当事者の意見やニーズを反映したサービスの実施 ① アクセシブルな書籍等の利用の支援(図書館)、② アクセシブルな書籍等の利用の支援(学校)、③ アクセシブルな書籍等の利用の支援(その他の機関)」について。

「③誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実」とあるが、ここにサービスが来るのはなぜ。もしかすると、電子書籍サービスのことを言っているのであるなら、分かるようにしてほしい。

「① アクセシブルな書籍等の利用の支援(図書館)」とあるが、ここに図書館で行っているさまざまなサービスを挙げていくのか。

またこの部分の、①②③はよいが、たとえば、自らが、サピエやみなサーチ、電子書籍の購入等により情報入手する視覚障がい者等を支援する役割が図書館などにある。これについては、どこで書かれるのか。次の「ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発」か。

意見6

「3 計画の構成 (5) 施策の方向性 ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発 ① 市町村や福祉・医療機関等との連携による読書に困難がある人へのアクセシブルな資料やサービスの普及、② 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発(特に若年世代を対象)」について。

県立図書館や市町村図書館にさまざまなバリアフリー図書を置いて(「りんごの棚」など)広く市民にPR・体験してもらおうことが求められている。県立図書館のハートフルサービスコーナーもこれに入る。

このことは、①か②にはいるのか。公立図書館や学校図書館の役割の一つとして、①に新設するのはどうか。(最近では学校図書館にも「りんごの棚」が広まってきている)

意見7

用語の使い方について(全体的なところ)

「電子書籍」という言葉が多く使われているが、電子書籍ならアクセシブルということはない。むしろ、現状の電子書籍はほとんどアクセシブルでない。

そこで、「アクセシブルな電子書籍」というように、積極的にアクセシブルなものを収集する意向を示した方がよい。

《対応方針》

詳細については、計画本文案に併せて検討します。

【社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館】

意見8

鳥取県障がい者 ICT サポートセンターは、全ての障がい者に対する ICT サポートの機関だと認識している。(別紙1) [意見8] 対応欄に「点字図書館等と ICT サポートセンターの連携による端末機器等の情報・使用の支援」とあるが、現在点字図書館と鳥取県障がい者 ICT サポートセンター間

で繋がりが無い状況。次年度計画で「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」と掲げるのであれば、鳥取県障がい者 ICT サポートセンターも関係者協議会の一員として加えるべきでないか。

《対応方針》

詳細については、計画本文案に併せて検討します。関係者協議会については、必要な方に御意見をいただけるよう検討します。

【NPO 法人鳥取県自閉症協会】

意見 9

(別紙 2)「2 主な改訂ポイント (1) 対象の考え方」について。

・視覚障がい者等の「等」を明確化するにあたり、「高齢者や発達障がい児」とあるが、「児」に限定する根拠が何かあるか。

通常、施策の対象として明記する際には「発達障がい児者」が一般的と思っていた。計画が「児」に限定されるものでないなら、「者」も表記して欲しい。

《対応方針》

詳細については、計画本文案に併せて検討します。

【鳥取県見えにくい人を考える会・鳥取県網膜色素変性症当事者の会】

意見 10

(別紙 2)「2 (3) 普及啓発」の中にある、「・アクセシブルな書籍・サービスの情報を広く県民に周知する取組を進める。・市町村や医療・福祉関係機関との連携を強め、情報発信、環境整備の充実を図る。」について。

これだけを考えるともっとものように感じるが、これこそ具体的な事柄を考えないと理念だけになってしまうと考える。

例えば、どの様な方法で県民に周知するのか、市町村や医療・福祉関係機関との連携を強め、情報発信、環境整備の充実を図る必要性は重要な点だと考えるが、これらの機関のどの窓口との連携を図るのかを確認して話を進めていく必要がある。

《対応方針》

詳細については、計画本文案に併せて検討します。

(別紙1)

鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について

令和7年8月27日

- ① 5月30日の会議でいただいた御意見を受けて、計画の基本的考え方・構成を改めて検討し会議で示した案を変更しました。
- ② 変更の内容を以下に記載しておりますので御確認ください。(いただいた御意見はほぼ反映できたと考えております)
- ③ なお、皆様の御意見と変更の内容について、教育委員会、県福祉保健部と協議したところ、意見とその変更内容とも妥当なものであり、変更した内容に沿って進めるのが適当という結果でした。
- ④ 今回、書面開催する協議会では、変更の内容について御確認のうえ、回答様式により御回答ください。

皆様からいただいた御意見などを踏まえて、今後の改訂方針を改めて整理し直しました。
(意見の番号は事務局が便宜的に付与したものです)

1 計画の対象・方向性について

- [意見1] 読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の「等」が明確でなく、対象をどう整理するのか。特に高齢化率が4割を超える本県では、高齢者についての検討も必要。
- [対応] 視覚障がい者等の“等”について、高齢者や発達障がい児などの読書に困難を感じている誰もが対象であることを明記する。
- [意見2] 障がいや困り感ごとに対応する「バリアフリー」の考え方でよいのか。
- [対応] 従来の「困難へ対応する読書バリアフリー」から「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」を方針として、計画の改訂を進める。

2 一層の普及・啓発について

- [意見3] 必要な者にアクセシブルな書籍・サービスの情報が十分には届いていない。(高齢者、肢体不自由の方、読むことが苦手な児童生徒 など)
- [対応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布や体験会の実施等、市町村、医療、福祉関係機関等との連携による普及啓発を計画の柱に位置付ける。
- [意見4] 障がい等の当事者以外に、広く一般に読書バリアフリー・多様な読書のあり方について啓発すべき。
- [対応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、対象を広くして行い、特に若年層への普及・啓発に努めることを計画に位置付ける。

3 環境整備について

- [意見5] 先ず、アクセシブルな図書の収集が必要である。
- [対応] 電子書籍・オーディオブックの購入比率増や、出版社と連携した電子版郷土資料の収集などの方法でアクセシブルな書籍を増やすことを計画に明記する。
- [意見6] 高齢化によりボランティアの確保が今後さらに難しくなることが予想されることから、アクセシブルな書籍の収集は購入・有償での音訳・点訳等の製作や、AIを活用した録音図書の製作等について検討すべき。
- [対応] ボランティアだけに頼るのではなく、新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボランティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。
- [意見7] 医療・福祉・学校教育等と連携し、市町村立図書館など身近なところで関連サービスを利用できることが必要。
- [対応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布、体験会の実施などの対応を明記する。

[意見8] 電子書籍等の使用のためのICT機器操作の支援の充実が求められる。

[対応] 点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報・使用の支援や、障がいの特性に応じた端末機器等の給付について計画に明記する。

4 アクセシブルな書籍の製作支援、製作人材の育成をはじめとした人材確保について

[意見9] 製作に携わる人材の高齢化などを踏まえ、人材育成・製作のノウハウ共有などが必要。

[対応] (再掲) 新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボランティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。

[意見10] 若い世代にボランティアや読書バリアフリーに関わる体験の機会を提供し、多様な読書のあり方の理解と人材確保を進めることが必要である。

[対応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、特に若年層への普及・啓発を行う等、情報発信、環境整備の充実を図り、広く県民に周知する取組について計画に加える。

[参考] 今後の改訂スケジュール（予定スケジュールに変更はありません）

- ・令和7年8月、10月…第2回、第3回協議会の開催
- ・令和7年12月…パブリックコメントの実施
- ・令和8年2月…第4回協議会の開催
- ・令和8年3月…知事、教育長決裁後、第2期計画の発表

(別紙2)

鳥取県読書バリアフリー計画（第2期）の基本的な考え方

1 「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」

個別のバリアフリー対応を進めつつ多様な読書の在り方を普及することで、誰もが利用しやすく、自分に合った方法を選択して読書できる環境の実現に向けた計画とする。

例えば、「読む読書」だけでなく「聞く読書」など多様な読書を一般化することで、誰でも・いくつになっても本が読め、また、GIGA端末を介してアクセシブルな図書や資料を活用することにより、同じ教室にいる読字に困難がある児童も、困難がない児童も等しく学べる読書環境の実現を目指す。

2 主な改訂ポイント

(1) 対象の考え方

- ・視覚障がい者等の“等”を明確化し、高齢者や発達障がい児などの読書に困難を感じている誰もが対象であることを明記。
- ・特に高齢化率が4割を超える本県では、高齢者も対象とすることを明記することが必要。

(2) アクセシブルな書籍の収集方法

- ・アクセシブルな書籍の収集をボランティア団体に依存するのではなく、有償サービスや電子書籍の購入、AIの活用なども視野に入れ、多様な収集体制を構築。
- ・特にボランティア団体のメンバーが高齢化していく現状を踏まえ、若年層の人材確保に努める。

(3) 普及啓発

- ・アクセシブルな書籍・サービスの情報を広く県民に周知する取組を進める。
- ・市町村や医療・福祉関係機関との連携を強め、情報発信、環境整備の充実を図る。

3 計画の構成

(1) 計画の基本的事項

ア 計画の位置付け

イ 計画の対象

- ・視覚障がい者等（根拠法の対象の説明）
- ・視覚障がい者等以外の読書や図書館の利用に困難を伴う者（高齢者、聴覚障がい、知的障がい、認知症など）及び現時点で読書に支障のない者（県計画の考え方を加える）

ウ 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(2) 第1期計画の成果

ア これまでの取組と成果

- ・利用状況や聞き取り等
- ・第1期最終評価

イ 課題

(3) 現状等 ※1期以降の変化

- ・各種統計データ
- ・GIGAスクール構想の進展に伴う教育現場のICT環境の整備
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行（令和4年5月）
- ・障害者差別解消法の完全施行（令和6年4月。民間企業における合理的配慮の提供の義務化）
- ・スマートフォン等情報機器端末の普及
- ・鳥取県内の少子高齢化の進行

(4) 基本的な方針等

ア 目指す姿

誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルデザインな読書環境の実現（誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化）

イ 基本的な方針

- ① アクセシブルな書籍の充実
- ② 誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実
- ③ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

(5) 施策の方向性

ア アクセシブルな書籍の充実

- ① アクセシブルな書籍の収集
- ② アクセシブルな書籍の製作
- ③ 誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実

イ 当事者の意見やニーズを反映したサービスの実施

- ① アクセシブルな書籍等の利用の支援（図書館）
- ② アクセシブルな書籍等の利用の支援（学校）
- ③ アクセシブルな書籍等の利用の支援（その他の機関）

ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

- ① 市町村や福祉・医療機関等との連携による読書に困難がある人へのアクセシブルな資料やサービスの普及
- ② 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発（特に若年世代を対象）

(6) 指標

(7) 用語集

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第2期）（案）

目次

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が令和元年6月28日に公布・施行され、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下「国の読書バリアフリー計画」という。）」が令和2年7月14日に策定されました。これを受けて、本県では、図書館関係団体、障がい当事者団体、特別支援学校、点訳・音訳実施団体、行政機関等から意見を伺い、令和3年3月、全国初の「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（以下「県読書バリアフリー計画」という。）」を策定しました。

従来から、本県では、障がいを知り共に生きる社会を目指して障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っている時にちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」を展開したり、全国に先駆けて手話言語条例を制定するなど、さまざまな福祉サービスの充実に努め、鳥取県立図書館（以下「県立図書館」という。）や鳥取県ライトハウス点字図書館（以下「ライトハウス点字図書館」という。）でも、図書館利用に障がいがある人へのサービス、点訳資料などの提供を行ってきました。これに加えて県読書バリアフリー計画の策定以降、県立図書館において、文字の拡大や音声読み上げができる電子書籍サービスの導入や図書館職員、点訳・音訳資料の制作ボランティアのスキルアップのための研修、「読書バリアフリー」に関する情報発信など、障がいの有無にかかわらず全ての人々が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

県読書バリアフリー計画の策定から5年の間に社会は大きく変化しました。例えば、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が公布・施行されています。さらに、令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正法が施行され、それまで努力義務だった民間企業における障がい者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者の情報保障に係る法律の整備が進みました。また、コロナ禍を経て、社会のデジタル化が急速に進展し、インターネットを利用して情報を受け取ることが当たり前になっています。

また、改めて「読書バリアフリー」の必要性を考えると、限られた障がいを対象にするものではないことに気づきます。例えば、本県では高齢化率が30%を超えており、加齢による視力の衰え、図書館や書店への移動が困難になるなどのために、読書をあきらめ、心身の健康の維持に大切な知的活動が行えなくなる方が多数おられます。このほかにも様々な理由で読書に支援が必要になるケースが考えられることから、対象を見直す必要があります。

障がいの有無にかかわらず全ての人々が生涯に渡って等しく読書を楽しめる社会の実現に向けて新たな歩みを進めていくため、県読書バリアフリー計画によるこれまでの取組の実施状況を振り返り、社会の変化や令和7年3月に策定された国の読書バリアフリー計画を踏まえて計画の改訂を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について定めるものです。

3 計画の対象

(1) 対象者

ア 読書バリアフリー法第2条第1項において定義されている視覚障がい者等（視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、障がい者手帳の所持の有無は問わない。）を本計画においても対象とします。

イ 上記アに加え、高齢、聴覚障がい、知的障がい、認知症などの理由により、広く流通する紙の書籍の読書に困難がある者を新たに対象に加えます。

（対象に追加する主な理由）

- ・高齢になると、老眼や視力の低下により、もっと読書したくても、若い頃より読書量が減ってしまうことが多くあり、大活字本といったアクセシブルな書籍等で読書がしやすくなります。
- ・聴覚障がいの場合、聴力を失った年齢や聞こえの程度によって、文字による文章の理解が難しい場合があり、その人にあったアクセシブルな書籍等を選ぶと読書がしやすくなります。
- ・知的障がいの場合、その人にあった内容やアクセシブルな書籍等を選ぶと読書がしやすくなります。
- ・認知症の場合、病状に応じ本人が楽しめる本やアクセシブルな書籍等を選ぶと読書がしやすくなります。

(2) 対象資料

乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要があります。なお、同項において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしています。

4 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

第2章 鳥取県における読書バリアフリーの現状と課題

1 第1期鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について

(1) 主な取組

第1期の計画策定後、障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、次に記載した基本の方針のもと、様々な読書バリアフリー関連施策を展開してきました。

基本的な方針

- ア アクセシブルな電子書籍の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- イ アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- ウ 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

主な取組

ア アクセシブルな書籍等の充実

関係団体等と連携し、出版情報の共有や当事者等のニーズ把握に努めつつアクセシブルな書籍等の充実に取り組みました。

(県立図書館の蔵書と読書支援機器)

- ・大活字本、触る絵本、布絵本、LLブック、デイジー図書等のアクセシブルな書籍と録音図書やデイジー図書の再生機、拡大読書器や電子ルーペ、リーディングトラッカーなどの読書支援機器の購入を進め、活用しています。
- ・県立図書館に来なくても利用でき、文字の拡大や音声読み上げ機能も使える電子書籍サービスをスタートしました。なお、電子書籍サービスは、県立図書館の利用者カードがない場合も、市町村立図書館の利用者カードや県内の大学・高等学校・特別支援学校に在籍している方も利用することができます。

(ライトハウス点字図書館の蔵書と読書支援機器)

- ・ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等の製作に助成を行いました。
- ・鳥取県が発行する広報物をはじめとした点字版・音声版の作成を行ったほか、ライトハウス

点字図書館スタッフが地域の点訳ボランティア、音訳ボランティアに指導を行いながら、点字図書や音声デジターの製作を行いました。

- ・アクセシブルな書籍等や読書支援端末機器の貸出を行っています。

(市町村立図書館や学校図書館のアクセシブルな書籍等の充実への支援)

- ・読書バリアフリー計画を策定した市町村へ読書支援機器の購入費を助成しました。
- ・市町村立図書館や学校図書館の担当者からの相談に応じ、アクセシブルな書籍等について助言すること等により適切な選書などを支援しました。

イ アクセシブルな書籍等や読書バリアフリー関連サービスの円滑な利用のための支援

(視覚障がい者等への支援)

- ・国の制度を活用し、視覚障がい者用タブレット、拡大読書器等の購入経費を助成しました。
- ・ライトハウス点字図書館に情報支援員を配置して、当事者への読書の機会提供や県内の図書館、ボランティア団体との情報交換や研修を行いました。
- ・県立図書館や市町村立図書館を会場にデジター教科書の紹介を含めた「マルチメディアデジター体験会」を行いました。これに併せて当事者の親の会とも連携して、読書困難のある児童生徒への支援の情報提供を行いました。
- ・ライトハウス点字図書館は、市町村立図書館等から照会があった方や読書に困難のある方から相談があった際、困りごとについて十分に聞き取って、読書支援機器の貸出サービス等を行いました。
- ・読書バリアフリーフォーラムの開催や福祉機器展等での出前図書館を実施し、アクセシブルな書籍や読書支援機器について広く知っていただく機会を設けました。
- ・認知症、視覚障がいの当事者と支援者に県立図書館で実際の施設やサービスの確認をしていただき、意見交換した結果、分かりやすい館内標示の追加や貸出票（レシート）等をより大きな文字で印刷できるようにする等の改善を行いました。このほか、デジター図書や読書支援機器を紹介できるよう読書バリアフリーのコーナーを充実しました。

(市町村立図書館への支援)

- ・ライトハウス点字図書館では、令和3年度から毎年、市町村立図書館を訪問して、視覚障がいの当事者のアクセシブルな書籍や読書バリアフリー関連サービスについての意見を伝えるなどの情報共有を行うことで円滑な利用を支援しました。
- ・ライトハウス点字図書館では、市町村立図書館にて「聞く読書の体験会」等を行い、地域の読書バリアフリーの推進を支援しました。
- ・県立図書館は、読書バリアフリーを紹介するパネルを作成し、アクセシブルな書籍や読書支援機器をセットで貸し出して市町村立図書館等で展示していただきました。（学校にも貸し出しました。）
- ・市町村立図書館職員を対象に、アクセシブルな書籍や読書バリアフリー関連サービスの研修を行いました。

(学校・大学への支援)

- ・県立図書館は、学校からの希望を受けて卒業を控えた特別支援学校の生徒・保護者を対象に、卒業後の公共図書館利用に向けた研修を実施しました。また、学校図書館職員を対象に、アクセシブルな書籍や読書バリアフリー関連サービス研修を行いました。このほか、県立図書館の学校図書館支援担当者は学校訪問を行い、特別支援学校の学校図書館担当職員の相談に応じたり、必要な資料をセットして貸し出しを行っています。
- ・ライトハウス点字図書館は、福祉・教育分野の大学生に向けて「マルチメディアデジター」の講義を行いました。さらに、大学図書館を訪問し、情報共有と障がい者サービスへの現状把握を行いました。

ウ インターネットを利用したサービスの提供体制の充実

(サピエ図書館)

- ・市町村立図書館の訪問の際には、サピエ図書館の利用に関する不明な点等について情報共有を行ったほか、サピエ図書館のマルチメディアデジターをダウンロードしたり、読書困難な個人利用者への貸出方法やサピエ登録館間の郵送によるデジター図書の貸出方法等の質問に

ついて個別に対応しました。

- ・ライトハウスは、サピエ図書館について不明な点等がある時はサピエ図書館事務局に問い合わせ、情報交換を行いました。
- ・公共図書館との共催の「マルチメディアデージー体験会」等でサピエ図書館のPRも行いました。来場していた読書困難な方の相談に応じ、サピエ図書館の利用に繋がりました。
- ・県立図書館は、サピエ図書館について、研修や実務担当者連絡会・訪問相談等、機会を捉えて市町村立図書館への情報提供を行いました。また、県民へPRするため、サピエ図書館普及イベントを開催しました。

(国立国会図書館視覚障がい者等用データ送信サービス)

- ・ライトハウス点字図書館と県立図書館が連携して利用の働きかけを行った結果、県内全ての特別支援学校で利用できる環境が整いました。
- ・市町村立図書館への個別訪問や校長会等の機会を捉えて説明を行いました。
- ・市町村立図書館でのインターネットを利用したサービスの導入も進んできました。

(その他)

- ・国立国会図書館やサピエ図書館の案内も加える形で県立図書館の読書バリアフリーに関するリーフレットを改訂し、関係機関・団体へ配布しました。

エ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援の推進

- ・ライトハウス点字図書館によるサピエ図書館との情報交換、マルチメディアデージー製作についての研修等により、特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援しました。
- ・点字図書やデージー図書等の特定書籍及び特定電子書籍の製作に関する課題等について、地域の出版社と県立図書館、点字図書館とで意見交換を行いました。
- ・地方出版物のデジタル化に関わる勉強会等を開催し、県内の出版社・印刷会社等と意見交換を行い、情報共有しました。

オ 視覚障がい者等へ機器等の利用方法習得支援

- ・県では、視覚障がい者等向けのICT機器の使用研修や発達障がい等の当事者・支援者向けにマルチメディアデージーの使用等に関する研修会を行いました。
- ・ライトハウス点字図書館は、読書困難な対象利用者に支援機器を貸し出した後にも定期的に利用状況等を確認し、その後のフォローアップを行っています。
- ・県立図書館での関連資料の展示や出前図書館、視覚障がいの当事者と支援者に県立図書館で読書支援機器や電子書籍の利用体験を実施しました。
- ・利用者からの個別の相談や問い合わせ等に対し、習得支援や機器貸出等を行いました。

カ 製作人材・図書館サービス人材の養成

(製作人材)

- ・ライトハウス点字図書館は、点訳・音訳ボランティア養成講習会を通じて人材の育成や活動の支援や、アクセシブルな書籍製作についてPR活動を行い、ボランティアの育成に努めました。
- ・ライトハウス点字図書館は、市町村立図書館等から依頼を受けて、職員を対象に「マルチメディアデージー」の研修等を実施しました。ライトハウス点字図書館は、地域の点訳・音訳ボランティア団体と密に連絡を取り、分からない点等がある時には、指導を行ったり、スキルアップ研修等を実施しました。
- ・県立図書館は、市町村立図書館実務担当者の連絡会を実施し、デージーの製作を行っている市町村からの情報を共有しました。

(図書館サービス人材)

- ・県立図書館は、市町村立図書館職員や学校図書館関係者等を対象に読書支援機器等の使用方法をはじめとした障がい者へのサービスに関する研修等を開催しました。特別支援学校の図書館教育研究会に参加し、読書バリアフリーの考え方やアクセシブルな書籍等について普及しました。また、県立図書館職員はスキルアップのための研修を受講し、他県の取組や新たな端末機器の情報収集等に努めています。
- ・県立図書館は、障がい者サービスに関する研修等を開催し、図書館職員が障がい者サービス

と機会を提供しました。

キ 指標の達成状況

(指標の表を貼付)

(2) 成果と課題

計画に基づく事業の取組状況、指標の達成度と鳥取県読書バリアフリー協議会や関係先からの聞き取りなどで伺った意見を勘案し、次のとおり成果と課題を整理しました。

ア 成果

(ア) アクセシブルな書籍等の充実

- ・視覚障がい者等をはじめとした当事者団体、関係団体等と連携し、出版情報の共有や当事者等のニーズ把握に努めて、県立図書館で電子書籍サービスの開始やアクセシブルな書籍、読書支援機器の購入を進めたことでアクセシブルな書籍等が増加してきました。
- ・ライトハウス点字図書館による点訳・音訳資料の製作も着実に進みました。
- ・読書バリアフリーに関する研修をきっかけに、読書支援機器やデジタイズ図書が市町村立図書館を通じて利用者に貸し出されたほか、市町村立図書館独自に購入する例が見られるようになってきました。

(イ) アクセシブルな書籍や読書バリアフリー関連サービスの円滑な利用のための支援

- ・読書に困難がある当事者の声を直接聞いて、県立図書館の館内の環境、機器をより使いやすいものへ改善することができました。
- ・ライトハウス点字図書館では、アクセシブルな書籍や読書支援機器の整備と情報提供により、利用登録者数が増加するなど読書バリアフリーに関するサービスの利用が広がりました。
- ・特別支援学校卒業後の図書館利用に向けた講座のように、子ども達の将来にわたる図書館利用につながる支援ができるようになってきました。
- ・県民を対象としたイベントの開催や出前図書館の実施、図書館職員や学校関係者を対象とした研修の開催等による普及・啓発により、市町村立図書館・学校図書館や視覚障がい者等を中心とした当事者・支援者の読書バリアフリーへの理解と普及が進んできました。

(ウ) インターネットを利用したサービスの提供体制の充実

- ・県内の図書館や特別支援学校へ普及を図ってきたことにより、国立国会図書館視覚障がい者等用データ送信サービスやサピエ図書館について県内図書館へ知られるようになり、市町村立図書館や特別支援学校で導入されるようになってきました。
- ・国立国会図書館のサービスは、県内の全特別支援学校が利用できるようになり、特別支援学校での読書環境の向上につながりました。

(エ) 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援の推進

- ・製作のノウハウ等の情報共有やライトハウス点字図書館によるサピエ図書館との情報交換等により、ライトハウス点字図書館やボランティアによる特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援が進みました。

(オ) 視覚障がい者等へ機器等の利用方法習得支援

- ・指標としているアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数が減少するとともに新規の利用が伸び悩んでいます。理由として、次の点が考えられます。

(考えられる理由)

- ・市町村における再生機の整備が進んで県立図書館からの貸出が減少した。
- ・市町村が実施主体となる視覚障がい者への日常生活用具給付等事業を利用した購入により再生機を利用される方が増えた。
- ・録音図書再生アプリの開発等のICT環境の変化により、個人のパソコンやスマートフォン

等で再生できる環境が進んできた。

(カ) 製作人材・図書館サービス人材の養成

- ・県やライトハウス点字図書館による研修や製作指導、県内図書館の情報交換等により、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成が進みました。
- ・県内図書館への読書バリアフリーに関する研修等の実施や情報交換により、司書、司書教諭・学校司書、教職員等の読書バリアフリーへの理解が進み、サービスの実施が広がりました。
- ・研修等の実施や市町村立図書館への機器の貸出が行われるようになり、利用者の機器使用の支援を行う図書館職員・学校関係者のスキルアップにつながりました。

イ 課題

(ア) 計画の対象・方向性

- ・読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の「等」が明確でない。対象をどう整理するのか。
- ・高齢化率が3割を超える本県は、高齢者についても検討が必要ではないか。
- ・障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を楽しむことができる社会を目指しているが、障がいや困り感ごとに対応する「バリアフリー」の考え方でよいのか。

(イ) 一層の普及・啓発

- ・出前図書館等で、アクセシブルな書籍等について「知らなかった」「利用したい」と言われることがある点を踏まえると、肢体不自由の方、読みに困難がある児童生徒、高齢者などにアクセシブルな書籍等の情報が十分には届いていないのではないか。
- ・障がい等の当事者以外に、広く読書バリアフリー・多様な読書の在り方について啓発すべきではないか。

(ウ) 環境整備

- ・まだ、アクセシブルな図書は十分な数ではなく、先ず、アクセシブルな図書の収集が必要ではないか。
- ・高齢化でボランティアの確保が難しくなると見込まれることから、有償での点訳・音訳等やAIなどを活用した録音図書の製作等について検討すべきではないか。
- ・医療・福祉・学校教育等と連携し、市町村立図書館など身近なところで「聞く読書体験会」といったサービスを利用できることが必要ではないか。
- ・アクセシブルな書籍である電子書籍等の使用のため、ICT機器操作の支援充実が必要ではないか。

(エ) 人材の育成・確保

- ・アクセシブルな書籍製作者の高齢化などを踏まえ、人材育成・製作のノウハウ共有などが必要ではないか。
- ・若い世代にボランティアや読書バリアフリー関係の体験の機会を提供し、多様な読書の在り方への理解と人材確保を進めてはどうか。

2 読書バリアフリーに関する現状

(1) 社会のデジタル化

ア スマートフォン等情報機器端末の普及

情報通信基盤の整備、スマートフォンなどの情報端末や行政の電子申請やインターネット通販等サービスの普及など、社会のデジタル化は急速に進んでいます。「令和7年版情報通信白書」によれば、インターネット接続端末としてのスマートフォン利用率は、2011(平成23)年は16.2%だったが、2024(令和6)年には74.4%に増加しており、高齢者層でも、60代では2011(平成23)年に2.5%だったものが2024(令和6)年には78.8%へ、70代では2011(平成23)年に0.7%だったものが、2024(令和6)年に53.0%へと、いずれも大きく増加し、高齢者層を含めてスマートフォンによるインターネットの利用が可能の方が大幅に増加しています。なお、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル・ディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、デジタル活用不安のある高齢者などを対象として、スマートフォンの利用に関する講座などが行われています。

イ GIGAスクール構想の進展に伴う教育現場のICT環境

情報活用能力の育成や個別最適な学習の実現等のため2023(令和5)年度までの4年計画で

整備を進めていく予定だった「GIGAスクール構想」は、新型コロナウイルスによる臨時休校が全国に及んだことを契機に計画が大幅に前倒しされ、2020（令和2）年に児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークが整備されました。さらに、文科省では今後デジタル教科書の段階的な導入を進めていく予定です。

ウ 電子出版

2024（令和6）年の紙の書籍の販売額は5,937億円、雑誌は4,119億円で、電子出版は全体で5,660億円となっており、電子出版が出版全体の約半分を縮めています。ただし、電子出版のうちコミックが約90パーセントの5,122億円、書籍は約8パーセントの452億円、雑誌は約2パーセントの86億円であり、電子書籍・雑誌は紙の本の販売額の10分の1程度とまだ少ない状況です。

なお、2023（令和5）年7月に、筋疾患先天性ミオパチーという重い障がいがあり、車椅子と人工呼吸器を使用している市川沙央さんが「ハンチバック」により芥川賞を受賞した際の記者会見で読書バリアフリーについて訴えられたことを受け、2024（令和6）年4月9日、日本文藝家協会・日本推理作家協会・日本ペンクラブが、6月27日に出版5団体が読書バリアフリーに協力していくという共同声明を出しました。さらに読書バリアフリー法に関連して、経済産業省では「アクセシブルな電子書籍製作のためのガイドブック骨子案」を令和7年3月にまとめ、出版業界への周知に向けて取り組んでいることなどから、アクセシブルな電子書籍の出版増加が期待されます。

（2）法律・計画の動き

令和7年3月、文部科学省と厚生労働省は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を策定しました。また、障がい者の情報収集や読書活動支援にもかかわる法律にも次のような動きがありました。

- ・障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するための障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行
- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目的とした障害者差別解消法により、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化

（3）計画の主な対象者数

県読書バリアフリー計画の対象者のおおよその人数を把握するため、統計データが公表されているものについて次に記載しました。なお、この計画の対象者は障がい者手帳等の有無を問わないため、次に記載した人数より多いと考えられます。

ア 障がい者手帳所持者数

障がい者手帳を持っている県民の方は、視覚障がい約1,800人、聴覚平衡約2,500人、肢体不自由約12,000人で横ばいか、やや減少傾向です。また、療育手帳や障がい者手帳を持っている方は、知的障がいは令和2年の5,733人から令和6年の6,146人、発達障がいを含む精神障がいは令和2年の6,559人から令和6年の7,916人で増加傾向にあります。

視覚障がい（身体障がい者手帳所持者数）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)	1,947	1,943	1,882	1,854	1,825

（注）福祉行政報告例の数値（各年度3月末日現在）。

聴覚平衡（身体障がい者手帳所持者数）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)	2,564	2,574	2,504	2,516	2,523

（注）福祉行政報告例の数値（各年度3月末日現在）。

肢体不自由（身体障がい者手帳所持者数）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)	13,366	13,011	12,581	12,229	11,886

（注）福祉行政報告例の数値（各年度3月末日現在）。

知的障がい児・者（療育手帳所持者数）

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)		5,733	5,819	5,871	6,002	6,146
障がい程度別	A(重度)	1,839	1,834	1,828	1,830	1,844
	B(中軽度)	3,894	3,985	4,043	4,172	4,302
年齢別	18歳未満	772	749	758	805	853
	18歳以上	4,961	5,070	5,113	5,197	5,293

(注) 福祉行政報告例の数値（各年度3月末日現在）。

精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持者数）

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)		6,559	6,901	7,274	7,581	7,916
障がい程度別	1級	708	704	691	696	679
	2級	4,969	5,178	5,415	5,607	5,857
	3級	882	1,019	1,168	1,278	1,380

(注) 福祉行政報告例の数値（各年度3月末日現在）。

イ 特別支援学校の幼児児童生徒数

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数については、知的障がいを対象とする特別支援学校の在籍者数の増加により、全体として増加傾向が続いています。学部ごとにみると、小学部の在籍児童数の増加が顕著であるが、中学部・高等部については減少傾向にあります。

(出典：鳥取県学校便覧)

幼稚部

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鳥取聾学校	9	9	10	11	7
皆生養護学校	1	1	1	2	4
合計	10	10	11	13	11

小学部

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鳥取盲学校	1	1	1	1	3
鳥取聾学校	8	7	9	9	12
鳥取養護学校	20	22	27	22	17
白兔養護学校	56	62	62	67	88
倉吉養護学校	29	34	41	46	52
皆生養護学校	21	26	23	25	23
米子養護学校	49	49	58	69	78
鳥取大学附属特別支援学校	9	11	11	12	11
合計	193	212	232	251	284

中学部

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鳥取盲学校	3	2	1	0	0
鳥取聾学校	10	7	5	5	5
鳥取養護学校	18	18	15	15	17

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
白兔養護学校	44	43	48	49	43
倉吉養護学校	43	43	39	34	29
皆生養護学校	17	12	11	9	11
米子養護学校	50	48	46	41	50
鳥取大学附属特別支援学校	18	16	16	17	17
合計	203	189	181	170	172

高等部

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
鳥取盲学校（専攻科含む）	9	7	9	8	7
鳥取聾学校	6	8	8	11	8
鳥取養護学校	22	22	18	17	17
白兔養護学校	46	54	44	54	52
倉吉養護学校	44	43	42	47	46
皆生養護学校	24	26	18	18	12
米子養護学校	56	58	64	64	65
琴の浦高等特別支援学校	117	115	112	100	100
鳥取大学附属特別支援学校 （専攻科含む）	28	28	31	28	21
合計	352	361	346	347	328

総合計	758	772	770	781	795
-----	-----	-----	-----	-----	-----

ウ 特別支援学級の児童生徒数

特別支援学級に在籍する児童生徒数については、年々増加してきています。中でも、知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級の増加が著しいです。

（出典：鳥取県の特別支援教育～理解と啓発のために～）

小学校

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
知的障がい	人数(人)	449	475	511	530	543
肢体不自由	人数(人)	20	19	18	16	13
病弱・虚弱	人数(人)	23	23	23	26	17
弱視	人数(人)	5	5	6	8	8
難聴	人数(人)	16	19	17	17	12
言語障がい	人数(人)	13	11	12	11	10
自閉症・情緒障がい	人数(人)	717	740	797	873	956
合計		1,243	1,292	1,384	1,481	1,559

中学校

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
知的障がい	人数(人)	207	226	218	234	247
肢体不自由	人数(人)	8	5	7	7	7
病弱・虚弱	人数(人)	18	29	27	31	24

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
弱視	人数(人)	2	3	2	3	3
難聴	人数(人)	4	3	4	4	6
言語障がい	人数(人)	0	0	3	5	7
自閉症・情緒障がい	人数(人)	357	373	412	433	439
合計		596	639	673	717	733

エ 通級による指導を受けている児童生徒数

鳥取県においては、通級指導教室を設置して通級による指導を実施しています。ここ近年は横ばいですが、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、言語障がいのある児童生徒数が多くなっています。

(出典：文部科学省による通級による指導実施状況調査)

小学校

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
言語障がい	119	148	124	122
自閉症	69	77	94	78
情緒障がい	63	63	47	43
難聴	6	4	4	6
学習障がい	204	209	208	243
注意欠陥多動性障がい	115	105	117	119
病弱・身体虚弱	0	0	0	0
合計	576	606	594	611

中学校

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
言語障がい	3	4	3	2
自閉症	24	19	27	40
情緒障がい	10	20	16	13
難聴	2	2	1	0
学習障がい	66	51	51	52
注意欠陥多動性障がい	49	34	45	34
病弱・身体虚弱	1	0	1	2
合計	155	130	144	143

高等学校

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
言語障がい	0	0	0	0
自閉症	6	10	14	15
情緒障がい	0	1	2	3
難聴	0	0	0	0
学習障がい	2	2	1	5
注意欠陥多動性障がい	7	9	11	11
病弱・身体虚弱	0	1	1	1
合計	15	23	29	35

オ 高齢者数

鳥取県の65歳以上人口は概ね177,000人台で推移していますが、総人口が減少しているため高齢化率は上昇傾向にあります。内閣府「令和7年度版高齢社会白書」には、現在30%台の本県の高齢化率が、2050（令和32）年には40.9%になるという見込みが記載されています。

65歳以上人口

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人数(人)	177,046	177,914	178,155	177,414	177,251

※鳥取県の推計人口：年報（令和5年10月～令和6年9月）第1表
年齢3区分別推計人口、構成比、年齢構成指数の推移

老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
割合(%)	32.5	32.9	33.3	33.5	33.9

※鳥取県の推計人口（年報）令和2年から令和6年に公表されたものの表3
年齢3区分別人口

第3章 計画の内容

1 基本的な方針等

令和3年3月に策定した本計画の課題や令和7年3月に文部科学省と厚生労働省により策定された「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（第二期）」を踏まえて、基本的な方針と取組の方向性・主な施策をまとめました。

(1) 目指す姿

誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルデザインな読書環境を実現します。なお、実現に向けて、個別のバリアフリー対応を進めつつ多様な読書の在り方を普及することで、誰もが利用しやすく、自分に合った方法を選択して読書できる環境へ近づけていきます。

(2) 基本的な方針

ア アクセシブルな書籍等の充実

イ 障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分にあった書籍等にアクセスできるサービスの充実

ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

(3) 計画の推進体制

読書バリアフリーを進めて読書のユニバーサルデザイン化を実現するためには、県の福祉部門、ライトハウス点字図書館と教育委員会の日常的連携はもちろん、市町村の福祉部門と教育委員会、学校、読書に困難がある当事者やその団体、支援機関やボランティアなどが様々な場面で取組を推進していくことが必要です。そのため、関係者と情報を共有し協働して進めていきます。

（関係する会議・団体など）

ア 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会

読書バリアフリー計画に基づく読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、読書に困難がある当事者、支援機関、ボランティア、出版・書店等の関係者から専門的見地に基づく意見を聴取したり、意見交換を行ったりする場です。

イ 鳥取県教育委員会

読書バリアフリー計画に基づく読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、定例教育委員会に報告し、教育委員の意見を伺いながら取組を進めます。

ウ 鳥取県図書館協議会

図書館の運営や図書館が行うサービスに関して館長に意見を述べる図書館法に基づく附属機関です。学校教育、社会教育、公共図書館や大学図書館、報道機関から委嘱した委員へ、読書バリアフリー計画に基づく読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について報告し、意見を伺いながら取組を進めます。

エ 鳥取県公共図書館協議会・鳥取県図書館協会

県立図書館と県内の市町村立図書館で構成する鳥取県公共図書館協議会、県内の図書館関係者、ボランティア、書店・出版関係者で構成される鳥取県図書館協会に読書バリアフリー計画に基づく事業の推進について随時情報共有し、協力して取組の推進を進めます。

(4) 進捗の管理

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会において、毎年度、数値目標及び施策の実施状況、計画の進捗状況を点検・評価します。

県は、本計画の進捗状況を県民と共有するため、施策の実施状況や数値目標の達成状況を取りまとめて公表します。

2 施策の体系

基本的な方針1 アクセシブルな書籍等の充実

施策の方向性

- ア アクセシブルな書籍等の収集
- イ インターネットを利用したサービスの提供
- ウ アクセシブルな書籍等の製作人材確保・養成
- エ アクセシブルな書籍等の製作と製作支援

基本的な方針2 障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分に合った書籍等にアクセスできるサービスの充実

施策の方向性

- ア 当事者の意見やニーズを起点にしたサービスの実施
- イ 学校でのアクセシブルな書籍等の利用の支援
- ウ 図書館でのアクセシブルな書籍等の利用の支援
- エ 市町村でのアクセシブルな書籍等の利用の支援
- オ アクセシブルな書籍・機器等の利用の支援

基本的な方針3 すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

施策の方向性

- ア 市町村や福祉・医療・学校・書店等との連携による読書に困難がある者への普及
- イ 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発

3 施策の方向性と内容

(1) アクセシブルな書籍等の充実

ア アクセシブルな書籍等の収集

【現状】

- ・ 県立図書館のアクセシブルな書籍等の蔵書が令和2年の15,676冊から令和6年は18,563冊へ増加しました。このうち、令和5年12月から開始した電子書籍サービスは令和7年3月時点で2,943冊です。ただし、全体の蔵書約130万冊と比較するとまだ十分とは言えません。
- ・ 市町村立図書館では、鳥取県立図書館のアクセシブルな資料の活用に加えて、大活字本やデージー図書等を所蔵したり、オーディオブックの貸出を行うなど資料の充実が進んでいます。
- ・ ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等の蔵書が令和2年の8,745冊から令和6年は8,939冊へ増加しました。
- ・ 広く流通している本と比較するとまだアクセシブルな書籍等の出版は少ないですが、地元出版社からも紙の本に加えて同じタイトルの電子書籍が出版されるようになるなど、アクセシブルな書籍等の販売は少しずつ増えてきています。

【取組の方向性】

- ・ 県立図書館は、大活字本、触る絵本、布絵本、LLブック、デージー図書等のアクセシブルな書籍と録音図書、電子書籍やデージー図書の再生機、拡大読書器や電子ルーペ、リーディングトラッカーなどの読書支援機器の購入を計画的に進め、視覚障がい者等が使いやすい書籍等と誰もが読みやすい書籍等を充実させて、視覚障がい者等をはじめ誰もが読みたい本を選んで読書が行えるよう、様々なタイプのアクセシブルな書籍等を幅広く購入し、市町村立図書館や学校図書館などでも利用できるようにします。

- ・ライトハウス点字図書館は、引き続き点訳・音訳資料、デジター図書などのアクセシブルな書籍等の製作を進めます。

【主な取組】

- ・県立図書館のアクセシブルな書籍等の購入費増
- ・地元出版社と連携した電子版の郷土資料の収集 など

イ インターネットを利用したサービスの提供

【現状】

(インターネットを利用したサービスの実施状況)

- ・県立図書館では、令和5年12月からインターネットを通じてすべての県民を対象に貸出する電子書籍サービスを開始しました。また、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館は、県立図書館やそれぞれのサービスを登録している図書館を通じて利用することができます。また、鳥取市立図書館では、麒麟のまち定住圏を対象にした電子書籍サービスを行っています。
- ・国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスは、2025年6月末時点でデジター、電子書籍、テキストファイル、点字データなど約324万タイトルが利用可能です。利用できるのは視覚障がいその他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方で、登録が必要です。
- ・サピエ図書館から、点字データ約27万タイトル、音声デジターデータ約13万タイトルがダウンロードできます。また、各館が所蔵する約84万タイトルの膨大な資料が検索できます。利用できるのは視覚障がい者等、活字による読書に困難がある方で、登録が必要です。
- ・「青空文庫」は、著作権の消滅した作品と、「自由に読んでもらってかまわない」とされたものを、テキストとXHTML（一部はHTML）形式に電子化しホームページから誰でも無料で読むことができます。
- ・一般社団法人 青空朗読は、社会貢献活動を行うアナウンサーや朗読を学ぶ一般の方がインターネット上の図書館「青空文庫」の作品を朗読したデータを誰でも無料で聞くことができるサイトを運営しています。

(サービスの普及)

- ・県立図書館やライトハウス点字図書館は、市町村立図書館、特別支援学校、小中学校等を訪問してインターネットを利用したサービスの利用についてPRを行い、特別支援学校では全校で国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスが利用できるようになりましたが、サピエ図書館の個人登録は県全体で104名にとどまっています。

【取組の方向性】

- ・視覚障がいその他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方にインターネットを利用したサービスの情報を図書館や学校に加えて、医療・福祉・ボランティアなどの協力を得て届けます。
- ・また、県立図書館等の電子書籍サービスや登録が不要な青空文庫や青空朗読などについてもPRします。

【主な取組】

- ・市町村立図書館等と協力し、イベントの機会をとらえてインターネットを利用したサービスの体験会などを実施
- ・インターネットを利用したサービスに関するリーフレットなどを作成し、医療・福祉・ボランティアなどの協力を得て必要な方に情報提供
- ・ホームページやSNSをはじめ様々な方法を活用し、広く情報発信を実施 など

ウ アクセシブルな書籍等の製作人材確保・養成

【現状】

- ・ライトハウス点字図書館は、地域の点訳・音訳ボランティア団体への助言、指導を行ったり、スキルアップ研修や、ボランティア養成講習会を通じて人材の育成や活動を支援し、ボランティアの育成に努めています。
- ・県立図書館は、デジターの製作を行っている市町村図書館の情報共有の場を設けたり、依頼に応じて製作人材向けの研修会等に講師を派遣しています。
- ・ボランティアを含めた製作人材の高齢化が進んできており、将来にわたって安定した製作人材の確保が求められています。

【取組の方向性】

- ・現在、アクセシブルな書籍等の製作に携わっている方への日常的な助言・指導とスキルアップに向けた研修の機会を継続します。また、新たな技術の活用に向けた研究を進めます。
- ・将来に向けて製作人材を確保するため、若者を対象に聞いて楽しんだりさわって楽しんだりできる本の製作などの体験の機会を設けます。

【主な取組】

- ・学生ボランティア等若者によるオーディオブック・布絵本等の製作 など

エ アクセシブルな書籍等の製作と製作支援

【現状】

- ・ライトハウス点字図書館では、サピエ図書館と連携しながら、行政資料やリクエストされた書籍等の点訳資料、音訳資料を製作しています。(284冊(令和2年4月1日～令和7年3月31日))
- ・地域のボランティアが、ライトハウス点字図書館と協力しながら、点訳資料、音訳資料を製作しています。
- ・長い書籍などを点訳、音訳する場合は、製作に長期間かかるため、速やかにリクエストに応えられないことがあります。

【取組の方向性】

- ・ライトハウス点字図書館のアクセシブルな資料の製作を支援するとともに、指導助言や製作手順を共有するなどしてボランティアへの製作の支援を継続して行います。
- ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等の新しい技術の情報を収集し活用したり、アクセシブルな資料の製作が可能な県内事業者による製作の研究など、アクセシブルな書籍等の製作手段を増やします。

【主な取組】

- ・ライトハウス点字図書館による製作への支援
- ・新技術を活用した音訳図書等の製作
- ・ライトハウス点字図書館による、特定書籍や特定電子書籍等の製作者への製作手順等の共有
- ・ライトハウス点字図書館による、県立・市町村立図書館への特定書籍の情報や製作ノウハウの共有
- ・ライトハウス点字図書館・県立図書館による郷土出版物を刊行する出版社との情報交換 など

(2) 障がいの有無、年齢に関係なく誰もが自分に合った書籍等にアクセスできるサービスの充実 ア 出掛けたり等の個別対応による、当事者の意見やニーズの把握及び掘り起こしを起点にしたサービスの実施

【現状】

- ・鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の場で、当事者団体、ボランティア等の支援者団体、地元出版社、市町村、市町村立図書館等から、読書バリアフリーに関する意見を聞いて計画に反映しています。
- ・ライトハウス点字図書館や県立図書館は、市町村立図書館、学校等を訪問して現場担当者の意見を聞いたり、視覚障がい者等に県立図書館で施設やサービスを実際に体験してもらった感想を聞いて、サービスの改善に役立てています。

【取組の方向性】

- ・引き続き、学校や市町村立図書館などを訪問して直接現場担当者の声を聞いたり、当事者に施設やサービスを体験してもらった感想をもとにサービスの見直しに努め、鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会などで事業の実施状況について意見交換を行い、当事者のニーズに応えられるサービス、事業の実施につなげます。

【主な取組】

- ・鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の開催
- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館による市町村立図書館や学校訪問
- ・視覚障がい者等を対象とした県立図書館のサービス体験会などの実施 など

イ 学校でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

【現状】

- ・特別支援学校では、児童生徒に応じた書籍やデージー、インターネットを利用したサービスを活用して、読書や学習を行っています。また、その他の学校でも児童生徒の特性に応じた支援

を行っています。

- ・令和5年度に県教育委員会が行った子どもの読書活動に関するアンケートによると、点字図書や触る絵本を概ね半数以上の学校が所蔵していますが、これ以外のアクセシブルな書籍等を所蔵している学校は3割に満たない状況です。

【取組の方向性】

- ・読書に支援が必要な児童生徒が、様々な読書の方法があることを知り、自分に合った方法で読書を行える環境づくりを支援します。
- ・障がいの有無にかかわらず児童生徒がアクセシブルな書籍等様々な読書の方法があることを知る環境づくりを支援します。

【主な取組】

- ・学校訪問などの機会を活用して児童生徒・教職員へ様々な読書の方法や読書支援機器について情報を提供
- ・出前図書館、図書館ツアーなどの機会に児童生徒・教職員へアクセシブルな書籍等の体験の機会を提供
- ・学校図書館で読書バリアフリーのコーナー設置やPRの展示を行えるよう支援
- ・教職員・学校図書館職員へ読書バリアフリーやアクセシブルな書籍等に関する研修を実施など

ウ 図書館でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

【現状】

- ・県立図書館では、常設のコーナーを設けて読書バリアフリーサービスの紹介やアクセシブルな書籍等の貸出しを行ったり、インターネットを利用したサービス利用のための高齢者向けスマホ講座の実施、館内表示の見直しなど、誰にとっても使いやすいサービスや環境の整備を続けています。また、市町村立図書館を対象とした研修、相談への助言、アクセシブルな書籍等の貸出しなどを行って、県内市町村立図書館の読書バリアフリーサービスへの支援を行っています。
- ・市町村立図書館でも、鳥取市による電子書籍サービスの導入、倉吉市の読書バリアフリー計画を策定とサービスの充実のほか、アクセシブルな書籍等の体験会を実施したり、大活字本のコーナーを設置するなどの取組が見られます。

【取組の方向性】

- ・国の施策やアクセシブルな書籍等に関する情報、全国の先進事例などの情報収集や医療・福祉などと連携した読書バリアフリーサービスの普及に努め、試行するなどして、県立図書館のサービス向上や県内の図書館への情報提供を進めます。
- ・市町村が読書バリアフリーに関する方針を読書バリアフリー計画の策定などにより整理し、取組が進むよう支援します。
- ・図書館職員の読書バリアフリーに関する知識やスキルが向上するよう研修を行い、身近な図書館等で必要とする方がアクセシブルな書籍等や読書支援機器を借りたり、体験できるように支援します。

【主な取組】

- ・新技術を活用した読書支援アプリ、機器の導入
- ・県内図書館職員向けの研修
- ・県内図書館への先進事例や新技術などの情報提供
- ・医療・福祉との連携による当事者へのPR など

エ 市町村でのアクセシブルな書籍等の利用の支援

【現状】

- ・障がい者福祉担当部門が、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器、拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の端末機器等の購入について助成を行っています。また、ICTサポートセンターが機器の利用方法習得するため、必要な支援を行っています。

【取組の方向性】

- ・引き続き、視覚障がい者等の機器購入の助成や、利用方法修得に向けた支援を行います。また、市町村事業推進のため、読書バリアフリー計画の策定について働きかけます。

【主な取組】

- ・視覚障がい者等の機器購入への助成と利用方法習得の支援

- ・読書バリアフリー計画策定支援
- ・医療・福祉・学校との連携による普及等の支援 など

オ アクセシブルな書籍・機器等の利用の支援

【現状】

- ・体験会や出前図書館、メディアによる広報などを通じて、アクセシブルな書籍、読書バリアフリーに関するサービスについて情報発信しています。
- ・国の補助金を活用して、視覚障がい者用タブレット、拡大読書器等の購入経費を助成しています。
- ・図書館やライトハウス点字図書館で、アクセシブルな書籍等の貸出や館内で利用できる読書支援機器を整備しています。
- ・当事者が、アクセシブルな書籍等の使用方法を習得できるよう講習会を開催したり、ICTサポートセンターによる支援を行っています。
- ・サービスやアクセシブルな書籍等の利用は少しずつ増えてきていますが、まだ十分とは言えない状況です。

【取組の方向性】

- ・これまでの情報発信の方法に加えて、医療・福祉・学校と連携して体験会の実施等を通じて情報提供を強化します。
- ・引き続き、アクセシブルな書籍や機器の購入助成を行います。
- ・誰でも利用できるアクセシブルな書籍や読書支援のグッズなどを紹介し、利用方法、入手方法も情報発信します。

【主な取組】

- ・ライトハウス点字図書館等・ICTサポートセンター等による端末機器等の情報・利用の支援など
- ・視覚障がい者等へ機器等の利用習得支援を行う県立・市町村立図書館職員への研修
- ・学校における支援に向けた端末機器等の情報や利用方法についての各教育委員会等への周知など

(3) すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

ア 市町村や福祉・医療・学校・書店等との連携による読書に困難がある者への普及

【現状】

- ・学校、図書館、当事者団体やボランティアなどと協力して、アクセシブルな書籍等の体験会や情報発信を行っていますが、必要な方に十分な情報が届いていないという声が聞かれます。

【取組の方向性】

- ・学校や図書館などを通じた情報提供に加えて、読書に支援が必要な方が通ったり、利用したりすることが想定される福祉事務所や役場の福祉担当部署、社会福祉協議会、医療機関、患者団体と連携した情報発信を行い、当事者へ情報を届けます。
- ・電子書籍やオーディオブックなどのアクセシブルな書籍等について、地域の書店でも情報を知ることができるよう支援します。

【主な取組】

- ・アクセシブルな書籍等や読書バリアフリーサービスの紹介、利用方法に関する広報資料を作成し、市町村、医療、福祉、学校、書店を通じて情報発信
- ・身近な場所(地元市町村)での体験会の実施 など

イ 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発

【現状】

- ・読書バリアフリーやアクセシブルな書籍、様々な読書の方法について、当事者や関係者への普及は進んできましたが、広く誰もが知っているという状況にありません。

【取組の方向性】

誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルデザインな読書環境を実現するには、障害の有無や年齢に関係なく誰もが利用しやすく、自分に合った方法を選択して読書できる環境の整備と多様な読書の在り方の普及が必要です。

【施策例】

- ・アクセシブルな書籍等の使用体験会

- ・学生ボランティア等若者による聞いて楽しんだりさわって楽しんだりできる本の製作(再掲)など

(4) 指標

(新) が付いているものは新規に設定する項目

区分	指標	現状 (R6 年度末)	目標	
1 アクセシブルな書籍等の充実	1 県立図書館のアクセシブルな書籍等の所蔵数(点)	合計	18,563	増加を目指す
		大活字本	9,212	
		デージー図書	2,167	
		マルチメディアデージー図書	261	
		点字資料	3,000	
		オーディオブック	3,391	
		布絵本	42	
		触る絵本	273	
	LLブック	217		
	2 (新) ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等の所蔵数(点)	8,939	増加を目指す	
	3 アクセシブルな書籍等の年間貸出冊数(冊)	県立図書館	15,638	増加を目指す
		県立学校図書館、県立大学図書館	387	600
		ライトハウス点字図書館	7,802	10,000
4 (新) 学校図書館及び公立図書館(室)におけるアクセシブルな資料の所蔵率(%)	(数値なし)	増加を目指す		
5 (新) 県立図書館の電子書籍のタイトル数(点) (うち音声読み上げ可能な数)(点)	2,943	10,000		
	(1,025)	(3,000)		
6 (新) 点訳・音訳ボランティア研修の受講者数(人)	45	70		
7 (新) 県内のサピエ図書館からの年間データダウンロード数(※年度区切り)(件)	19,541	検討中		
8 県内のアクセシブルな書籍等のサピエ図書館・みなサーチへの年間アップロード数(件)	65	90		
9 サピエ会員(個人会員)の登録者数(人)	104	150		

クく2 セ誰 スも障 でがが き自い る分の サに有 ー合無 ビつ のた年 充籍齡 実等 に係 アな	1 県立図書館の「障がい者等サービス」(通称は一とふるサービス)登録利用者数(人)	106	140
	2 ライトハウス点字図書館の利用登録者数(人)	363	400
	3 (新)県立図書館が主催する読書バリアフリーに関する研修・講座等の参加人数(人)	102	増加を目指す
	4 (新)学校図書館及び公立図書館(室)における読書バリアフリーコーナー(「りんごの棚」)の設置数(館)	(数値なし)	増加を目指す
	5 (新)読書バリアフリー計画策定済の市町村数(障がい者計画の一部として位置付けられたものも含む)(団体)	2	増加を目指す
	6 (新)視覚障がい者等サービスを実施している市町村立図書館の数(※著作権法第37条第3項により複製された資料を視覚障害者等へ提供するための障がい者サービス利用登録実施館)(館)	11	19 (100%)
普書3 及を ・楽 啓す 発し め て の 環 境 の 人 が 読	1 (新)県立図書館の読書バリアフリーの普及啓発に関する各メディアでの発信回数(回)	(数値なし)	月2回 以上
	2 (新)(再掲)学校図書館及び公立図書館(室)における読書バリアフリーコーナー(「りんごの棚」)の設置数(館)	(数値なし)	増加を目指す
	3 (新)県立図書館による読書バリアフリーに関するイベントの開催または参加の回数(回)(自館での開催以外に出前図書館の出席を含む)	(数値なし)	同水準を維持する

(参考資料) 用語集